

令和2年7月2日

渡辺(ひ)委員

私からは、複合災害における避難所対策について何点か質問をさせていただきます。

先ほど来、この委員会の中でも、避難所の問題が取り上げられていました。避難所は、今、コロナ禍も含め、今までの在り方を見直して、さらに強化しなければいけないという課題があります。そういったことに関連して、何点か質問をさせていただきます。

はじめに、神奈川県内における避難所の数はどの程度あるのか、確認できれば教えていただきたいと思えます。

災害対策課長

今年、令和2年の6月15日現在で、市町村から報告いただいている避難所の数は、2,198か所となっています。

渡辺(ひ)委員

確認ですが、今、令和2年6月15日現在で2,198か所という説明がありましたが、避難所といっても、なかなか一般県民の方には分かりにくいと思うのです。緊急避難所とか指定緊急避難所とか、幾つか種類があると思うのですが、今言った2,198か所というのは、どの部類の避難所なのか、もう一度確認したいと思えます。

災害対策課長

委員に御指摘いただきました指定緊急避難場所は、発災時に命を守るために指定された場所ですが、これとは別に、ある一定の生活を過ごしていただく場所が、2,198か所の避難所です。

渡辺(ひ)委員

そうすると、指定避難所と言われているところが今言った2,198か所ということで、例えば、風水害で緊急避難的に避難をする避難所ではなくて、風水害や大規模災害等が起きたときにも、ある程度、長期間そこで滞在ができるという避難所の箇所が2,198か所であるという理解になると思えます。このおよそ2,200か所という数字を聞くと、ある程度多いようにも思うのですが、神奈川県民の人口は、この令和2年5月現在で920万人を超えております。そういう方々が、風水害の場合は危険箇所が地域限定的になると思えますが、もし大規模災害のように大きな災害が起きたときに、果たしてこの2,198か所で対応できるのかという問題があります。

さらには、今のコロナ禍の中、もしそういう大規模災害が起きて密を避けるという対応も取ったときに、本当に対応できるのか、少し疑問があるのです。それに関連して、神奈川県でも新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインという新しいガイドラインを出して、今回のコロナ禍のことも含めて、先ほど、委員会でも答弁がありましたが、様々な対応をしっかりとやるということを出していると思うのです。そこで、国と県のどちらの考え方でいいのですが、密にならない考え方、例えば、避難された方々の間隔を1メー

トル取るとか2メートル取るとか、そういった考え方に基づいた場合に、今の2,198か所では、何人程度収容できると計算をしているのでしょうか。もしくは、県ないし国で、その定数に対する考え方があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

災害対策課長

2,198か所の定数については、申し訳ございませんが、現在、手元に数字がありませんが、これまでの避難所の定数の考え方として、制度としてあるものではないのですが、一般的に大体、一人当たり畳1畳分程度と言われていました。今回のコロナ禍を踏まえ、2メートル間隔が望ましいということですので、縦2メートル、横2メートルとして大体4平米ぐらいが新しい見立てとなっております。

渡辺(ひ)委員

詳細はまだ掌握していないということですが、早急に掌握していただいて、実際にこの2,198か所で本当に足りるのかどうか検討していただきたいと思います。これは、一義的には市町村がしっかり指定する問題ですが、県として、市町村が指定したものがきちんと充足されているのかどうか検証する必要があると思います。令和2年6月15日現在の箇所数ということですから、コロナ禍を踏まえて市町村が出した場所だと思います。それにしても、実際の定足数がどうなっているのか、県としてもしっかり把握すべきだと思いますので、ぜひ、これは対応をお願いしたいと思います。

その上で、恐らく今の指定避難所数では少ないと思うのです。避難所を増やしていかななくてはいけないということに対しては、国のガイドラインもそうですが、一義的には市町村の避難所設定という話になりますが、県もしっかりと拡充について、積極的に取り組むべきと思いますが、県のその辺りの協力体制について、どのように考えているのか答弁願いたいと思います。

災害対策課長

まず、一つ、県の地域防災計画の中の避難対策として、県は市町村の要請に応じて被災者を一時入所するため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても、可能な範囲で提供することとしております。

今年、令和2年の4月に、政令市を含めた全ての市町村に対して、県立施設を避難所として活用することについての意向調査をアンケートで実施しまして、県としてもその要望を積極的に受けているところです。

渡辺(ひ)委員

今、積極的に対応しているという話ですが、もう少し具体的に、要望などがあって、その要望に対してどのように対応されるつもりなのか、その辺りを教えてもらえますか。

災害対策課長

令和2年4月に実施した意向調査においては、県立学校ですとか、あとは厚木市にある神奈川県総合防災センターなど40の県立施設を避難所などとして活用したいとの希望が寄せられたところです。

これを受けて、希望があった市町とくらし安全防災局、また施設を所管する局などと個別に、場合によっては現地に伺うなどの方法でヒアリングをしまし

て、希望内容を詳細に確認しながら、今調整を進めているところです。このように、臨時的に県立施設を避難所として緊急活用したいという御希望が多く寄せられているところです。

そこで、現時点においては、緊急時の連絡体制の整備などについて取組を進めています。

渡辺(ひ)委員

私は藤沢市選出なのですが、藤沢市の防災の取組などを聞きますと、やはりこのコロナ禍があって、様々な対応を重層的に考えなければいけない状況であるとのこと。それで、緊急対応として今、指定避難所の対応について一生懸命検討を願っているのですが、そうはいつでも、指定避難所をしっかり拡充していくには、数か月という期間ではとても無理で、やはり1年、2年単位でしっかり時間をかけないと実際は対応できないという話も聞いています。

そうはいつでも、いつ台風などが襲ってくるか分かりませんし、いつ大規模災害が襲ってくるか分からないということであれば、今、御答弁にあったように、やはり臨時で柔軟に、臨機応変に対応していくことも必要だと思いますので、その辺りについては、今後ともよろしくお願いします。

その上で、次の質問ですが、避難所の備蓄について質問をしたいと思います。県内の様々な備蓄状況があると思いますが、備蓄品については、今、どんな制度があるのかを教えてください。

災害対策課長

備蓄についての制度ですが、国の防災基本計画の中に掲載されていまして、市町村は、避難所などに食料や飲料水、マスク、消毒液、毛布など、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めることとされています。

渡辺(ひ)委員

今言った避難所については、市町村が備蓄等を準備するという話になります。そのときに、先ほど御答弁にあったように、緊急で県の施設を臨時避難所として利用するケースも出てくると思うのです。そういう場合の備蓄品についてはどういう態勢になるのか、教えてもらいたいと思います。

災害対策課長

それぞれの施設管理者との調整になると思いますが、県では、活用したいと希望される県立施設に、必要に応じて、市町村から備蓄品をお預かりするなどの調整をすることとなります。

渡辺(ひ)委員

もう少し確認させていただきますと、先ほど言った県有施設が指定避難所ではなくて臨時に避難所になった場合、備蓄品が基本的にはないという状況だと思いますが、しかしながら、人が来れば様々な備品が必要になってきます。その場合は、県の施設であっても、市町村が備蓄品を準備するという考え方でいいですか。

災害対策課長

基本的には委員の御指摘いただいた考え方になります。ただし、最近では国のプッシュ型支援も定着していますので、その場合は、県が広域調整を行った上で配備をしていくという形になります。

渡辺(ひ)委員

その辺りは、もし臨時に県有施設が避難所として使える場合になったときに、しっかりと連携が取れる体制をとっていただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、県内の市町村が、今回のコロナ禍を受けて、国や県のガイドラインも踏まえると、今まで備蓄しなくてもよかつた物、つまり、消毒液やマスク、フェイスシールドなど、新たな備品を備蓄品として準備しなければいけない状況になっていると思ひます。そこで、県は、県内各市町村の備蓄状況を把握されているのでしょうか。

災害対策課長

新たに必要となつた備蓄品について、例えば、マスクや消毒液については、令和2年6月に調査させていただいております。その中で、マスクの備蓄状況については、多くの市町村から備蓄をしているという回答はいただいております。

渡辺(ひ)委員

今、地元の市町村は本当に大変な状況で、ともすれば、今までの市町村が有する公共施設だけではなく、地元の自治会の施設を使わせていただくなど、様々な面で拡充していかなければならない状況になっていますので、ぜひ、県の支援をお願ひしたいと思ひています。

その上で、少し角度を変えてお伺ひしますが、神奈川県は、市町村の避難所の整備等について、市町村地域防災力強化事業という費目で補助をしていて、昨年、令和元年度までは年間10億円、今年の令和2年度は、先ほども質疑のありましたかながわ気候非常事態宣言も踏まえて、2億円積増しして12億円を予算計上したということです。この2億円の増額分について、市町村のどのような取組を支援する意味で増額したのか、御説明を願ひます。

消防保安課長

昨年、令和元年の台風被害を踏まえ、増額分の対象としては、市町村の風水害対策の取組を重点的に支援することとし、補助率を通常より高い2分の1に設定することで、市町村の活用を促しています。

具体的には、市町村が取り組む防災ラジオや防災行政無線等の情報伝達手段の整備、ハザードマップ作成等のリスク情報の周知、防潮板設置等の被害を防ぐ施設の整備などの事業とともに、避難所の資機材や備蓄食糧の整備を補助の対象としています。

渡辺(ひ)委員

2億円を積増して、各市町村の支援を強化できるように予算計上したという御説明ですが、そこで私が少し気になるのは、積増した合計12億円の予算執行は、コロナ禍の前に計上した予算ということです。一般予算の中で、風水害対策として2億円を積増したと。

しかしながら、国並びに県のガイドラインだと、例えば、避難所運営に特化して言うと、通常の避難所運営にプラスアルファして、新型コロナウイルス感染症の対応もしっかりしなさいということでした、市町村にとっては取り組むべき事業が増えたという話になると思ひます。そうであれば、本来は、この

12億円にさらにプラスして、新たに補正予算を組んで市町村を支援するということがあってもいいかと思うのですが、これについてはどのように考えていますか。

消防保安課長

まず、複合災害対策としての資機材ですが、先ほど触れました、風水害対策としての資機材整備という現行の補助メニューであっても、新型コロナウイルス感染症対策の資機材は補助対象となります。

令和2年度については、市町村の当初予算編成時は、まだ新型コロナウイルス感染症の流行前でしたので、交付決定ベースでは、感染症対策用の資機材が急に増えるような状況にはありません。来年度以降の市町村が行う災害予防対策への支援の在り方については、委員御指摘の市町村地域防災力強化事業費補助金の見直しを含め、今後検討してまいります。

渡辺(ひ)委員

今は行政ベースで、年度単位での答弁だったと思うのです。しかしながら、先ほど来、この委員会でも議論されているように、今はもう出水期を迎えて、いつ風水害が起きるか分かりません。さらには、大規模災害がいつ起こるかも分かりません。その中で新型コロナウイルス感染症対策もしなければいけないという状況です。それについて、来年度予算でまた積増しを検討するということでは、それはあまりにも誠実でないような気がします。やはり補正予算を組んでも、各市町村が取り組めるように、県が支援するという立場で、やはり積増しをすべきと思いますが、その辺について、もう一回、考え方を教えてもらえますか。

くらし安全防災局副局長兼防災部長

委員おっしゃるとおり、現にもう出水期に入っておりまして、市町村が整備する避難所について、感染症対策用の資機材が必要になっている状況は、我々も承知しております。

ただ今年度は、市町村につきましても、新型コロナウイルス感染症対応として地方創生臨時交付金が充当できることになっていますので、少なくとも今年度については、それで何とか対応できると考えています。ただ、来年度以降は、当然臨時交付金ですので、財源措置がありません。それについては今、消防保安課長が答弁したとおり、私どもも予算措置も含めて検討していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

柔軟な対応をお願いしたいと思うのです。それで、今、御答弁の中にあつた国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、もう第1次の締切りが5月で終わっていて、今後は、第2次の交付金の申請という話になります。

しかしながら、この交付金の使い道は幅広で、柔軟性があるので、いろいろなメニューが使えるようになっているわけです。そして、それは各市町村が選ぶというメニューになっています。果たして、今ここで心配しているようなことに対して、各市町村がその臨時交付金を使って準備してくれるかどうかは分からないわけです。各市町村の取組に任されているわけです。

そういう意味からすると、その辺りについてしっかり県からの指導とは言わないまでも、各市町村がどんな計画で臨時交付金を申請するのかとか、計画を立てるのかといった辺りは、やはり県がしっかり取りまとめておく必要があると思います。最後に、その辺りについてどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

くらし安全防災局副局長兼防災部長

委員おっしゃるとおり、実際に災害が起きたとき、県民の命を守るという視点に立ちますと、市町村にとっても優先度が高いことと考えています。

ただ、新型コロナウイルス感染症対策は、市町村におきましても、経済対策も含めて、臨時交付金を当てにしているところは多々あると思いますので、その中でどの程度、市町村がそういったことに対応していただけるかということ、県としても気をつけて、場合によっては助言してまいりたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

最後に要望ですが、先ほど来、ここで質問が幾つか出ていましたが、例えば、避難所の間仕切りにしても、あるいは段ボールベッドやトイレにしても、各市町村の考え方によって、大分、避難所の質が違ってくるのです。それについては、やはり県としてはガイドラインをつくっていく立場にありますので、市町村がどんな取組をしていくのか、しっかり注視しながら指導や、助言をしていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。